

No. 117 (2008/11)

ネットワーク型 DVR システムの運営者が直接侵害責任を負うか否かが問われた米国事例
The Cartoon Network LP, LLLP v. CSC Holdings, Inc.[†]
536 F.3d 121 (2nd Cir. 2008)

奥邨 弘司[‡]

1 はじめに

デジタル・ネットワーク技術の進歩は、著作物を新たな形で利用することを可能とする。例えば、テレビ放送の録画を考えてみると、アナログ技術の場合は、1本のテープに録画できるのは2から6時間に過ぎず、また録画されたものの画質が放送のそれよりも劣化するのには仕方がないことであった。しかし、放送および録画にかかわる技術がデジタル化したことで、テレビ放送の録画とは、コンピュータによって映像音声データをハードディスク上に記録することとイコールになった。その結果、画質を優先しなければ1台の（ハードディスク内蔵）デジタル・ビデオ・レコーダー（DVR）に200～300時間分の番組を記録することが可能となり、一方で記録時間を優先させなければ、放送されたのと全く同じレベルの画質でハイビジョン番組を記録することも可能となった。また、DVRに搭載されたコンピュータの処理能力を活かすことで、ある番組を録画しながら既に録画済みの別の番組を再生したり、今録画中の番組について巻き戻しや一時停止を行ったりすることもできるようになった。

さらにネットワーク技術の進歩によって、高速な通信回線が安価に利用できるようになった結果、DVRのあり方さえも変化しようとしている。すなわち、録画する番組のデータを視聴者の手元にあるDVRの内蔵ハードディスクに記録するのではなくて、ネットワークで接続された離れた場所に存在する記録装置に記録し、必要に応じてネットワーク経由で再生等することが、技術的にも経済的にも容易に実現できるようになった。

このような、いわばネットワークを利用するDVR（以下、ネットワーク型DVR）システムは次々と登場しつつあるが、我が国では既に、ネットワーク型DVRに関連して著作

[†] 本件の地裁判決は、Twentieth Century Fox Film Corp. v. Cablevision Sys. Corp., 478 F. Supp. 2d 607 (S.D.N.Y. 2007) である。当事者名の表記が異なる点、注意が必要である。

[‡] 神奈川大学経営学部准教授

権侵害が問われた事件が複数存在し、各裁判例の解釈、その相互関係などについて様々な議論が行われている。

本件は、ネットワーク型 DVR システムの提供者が著作権侵害責任を問われた米国の事例である。地裁では被告に責任が認められた一方で、控訴裁では地裁の判断がことごとく覆され、全く逆の結論が導き出された。このような経緯からは、本件に米国著作権法上の興味深い論点が存在することが分かる。しかし、それだけでなく、事案の類似性を考えると、彼我の法制の違いを考慮しても、本件について示された裁判所の判断は、我が国での議論にとっても大いに参考に値するものと考ええる。

2	事案の概要.....	2
2-1	概要	
2-2	RS-DVR の仕組み	
2-3	本件地裁判決までの経緯	
2-4	本件地裁判決の概要	
3	控訴裁判決の要旨.....	5
3-1	データのバッファリングは複製に当たるか	
3-2	再生用複製物の作成に関する直接責任	
3-3	RS-DVRによる再生の送信	
4	考察.....	11
4-1	争点	
4-2	争点①について	
4-2	争点②について	
4-3	争点③について	
5	まとめにかえて.....	18
5-1	我が国同種事案との関係について	
5-2	直接侵害と二次的侵害	
5-3	公衆送信権としての公の実演権について	
5-4	瞬間的複製について	

(全 23 頁)